

企業を守る 情報セキュリティ

あらゆるものがインターネットに接続され、生活が便利になる一方、サイバー攻撃の脅威は企業活動や私たちの生活に深刻な影響を及ぼしています。標的型攻撃によって情報流出の被害を受けた場合でも、その管理責任は企業に求められ、もはやサイバーセキュリティは経営問題といえます。情報を守ることは企業を守ること。最新の知識と最善の対策を講じることで自らを守ることが大切です。

サイバーセキュリティは経営問題

近年、政府機関や企業が所有する個人情報や技術情報などの重要情報を狙うサイバー攻撃は増加傾向にあり、標的型攻撃に代表される外部から組織内部へのサイバー攻撃が後を絶ちません。コンピュータウイルスやセキュリティに関係する調査・情報提供を行うIPA（独立行政法人情報処理推進機構）によると、標的型攻撃による情報流出は情報セキュリティ10大脅威で1位に挙げられています（表1参照）。このように標的型攻撃による情報流出が社会問題化しているなか、政府および各業界団体は対策の指針を次々と発表しています。2015年12月に経済産業省が発表した『サイバーセキュリティ経営ガイドライン』は、「サイバー

セキュリティは経営問題である」と明言し、経営者が認識すべき3原則として次の3点を挙げています。

- 経営者は、IT活用を推進するなかで、サイバーセキュリティリスクを認識し、リーダーシップによって対策を進めることが必要
- 自社はもちろんのこと、系列企業やサプライチェーンのビジネスパートナー、ITシステム管理の委託先を含めたセキュリティ対策が必要
- 平時および緊急時のいずれにおいても、サイバーセキュリティリスクや対策、対応に係る情報の開示など、関係者との適切なコミュニケーションが必要

もはや、組織はサイバーセキュリティ対策に関する認識、管理体制が問われる時代に突入しているといえます。

標的型攻撃対策は多層防御で

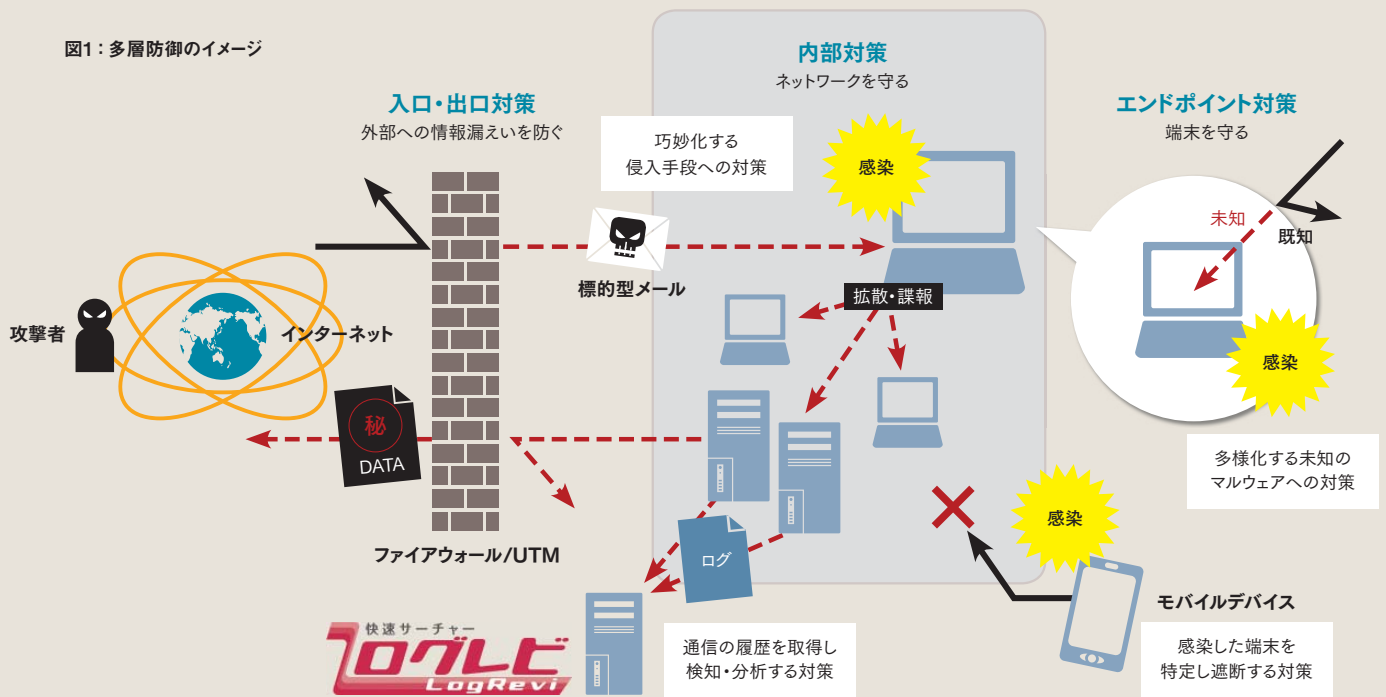
標的型攻撃への対策は、情報セキュリティのPDCAの確実な実施と多層防御が有効であるとされています。情報セキュリティマネジメントを確立するためには、まずは現在の自社の情報セキュリティの脆弱性とリスクを見

表1：情報セキュリティ10大脅威

1位	標的型攻撃による情報流出
2位	内部不正による情報漏えいとそれに伴う業務停止
3位	ウェブサービスからの個人情報の窃取
4位	サービス妨害攻撃によるサービスの停止
5位	ウェブサイトの改ざん
6位	脆弱性対策情報の公開に伴い公知となる脆弱性の悪用増加
7位	ランサムウェアを使った詐欺・恐喝
8位	インターネットバンキングやクレジットカード情報の不正利用
9位	ウェブサービスへの不正ログイン
10位	過失による情報漏えい

出典：IPA 情報セキュリティ10大脅威2016

図1：多層防御のイメージ



極め、守るべき情報資産を決定したうえで、導入すべき対策を取捨選択 (Plan) し、計画段階で選択した対策の導入・運用の実施 (Do)、その評価および見直し (Check)、維持および改善 (Action) といったステップを繰り返します。情報セキュリティは、常に積極的に対策を講じていないと新たな脅威に対応できないという側面を持っているため、環境の変化に合わせて絶えず見直しと改善が求められます。

もう一つの有効手段が多層防御で、標的型攻撃から自社を守る防御の層を複数作って対策を取るという考え方です。“入口”での防御が難しいといわれる標的型攻撃に対抗するためには、社内ネットワークへの侵入、ネットワークに接続されたパソコンやタブレット、スマートフォンなどのエンドポイント、外部への情報流出とそれぞれに有効な対策を講じる必要があります (図1参照)。

インテックでは、標的型攻撃対策として統合ログ管理サービス「LogRevi (ログレビ)」の機能を強化、サーバへの侵入や外部への不正送信が発生した際に、リアルタイムでの検知やメールによる通知、レポート作成などの対応を可能にしました。

ハードウェアやソフトウェアが出力している

ログは、主にシステム障害を監視・管理するために記録されていますが、これらのログとセキュリティベンダーが提供する“怪しい”相手の情報、いわゆるブラックリストを突き合わせることによって、攻撃を監視し、すばやく情報を通知します。定期的なログのチェックにより事故を未然に防止するだけでなく、異常発生時には早いタイミングで検知、被害拡大の防止と事後対策を強力に支援します。

情報を守ることは企業を守ること、社会的責任を果たすことでもあります。最新の知識と最善の対策を講じることが自らを守ることにつながります。



LogReviは、企業内に存在する様々なシステムのログを統合管理するセキュリティ製品です。2008年の販売開始以来、600社以上のお客さまにご利用いただいています。形式の異なる複数のログを統合管理できるだけでなく、高速検索、複数ログ閲覧ビューア、レポート機能、アラート機能、マスタ連携機能、突き合わせレポート機能などを備えています。

■ 製品サイトURL

<https://logrevi.jp/>

■ サービスに関するお問い合わせ先

株式会社インテック
産業ソリューション事業部 ビジネスソリューション部
E-mail: itps_info@intec.co.jp TEL: 050-5572-0880

企業競争力を強化する 文書電子化

ITが企業の事業活動に深く浸透したことで、紙文書中心の業務は電子化業務へ急速に移行しています。電子化された文書は共有や検索が容易なため、業務の円滑な遂行、事務効率向上というメリットがあります。法改正により、ますます普及する文書の電子化は印刷や保存にかかるコスト削減はもとより、全社的な文書・情報管理の在り方の見直し、文書の集中管理と情報活用能力の強化により、従来とは異なる発想を生み、新しいビジネスの創出をもたらすと大きく期待されています。

大量の紙文書をもたらす負担

文書管理は、業界・業種を問わず、あらゆる企業運営上の重要な業務の一つといえます。その中でも、総勘定元帳や仕訳帳など取引を記録する帳簿類、貸借対照表や損益計算書、契約書などの書類は、法令で紙での保存が義務付けられてきました。日々増え続ける紙文書は、保管にかかる費用の増加やスペースの圧迫、探す手間など、費用面・労力面での負担を膨らませ、業務効率の低下をもたらしているといえます。

「電子化保存」のハードル

日本経団連をはじめとする民間企業が電子化保存対応を強く要望してきたことで、1998年には「電子帳簿保存法（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律）」が施行され、コンピュータで作成した国税関係書類・決算書類のみ電子保存が認められました。続く2005年の改正では、取引相手から受領した書類について、スキャンした画像データを保存すること（以下、スキャナ保存）が認められるようになりました。しかし、対象となる文書が限定され

ていることや、文書の真実性および機密性確保のために厳しい要件が課せられたことで、導入が難しいという問題を内在していました。実際、2015年の電子帳簿保存に係る承認件数^{*1}は15万4,006件あったものの、そのうちスキャナ保存に係る承認はわずか133件。そこからスキャナ保存の導入率の低さがうかがえます。

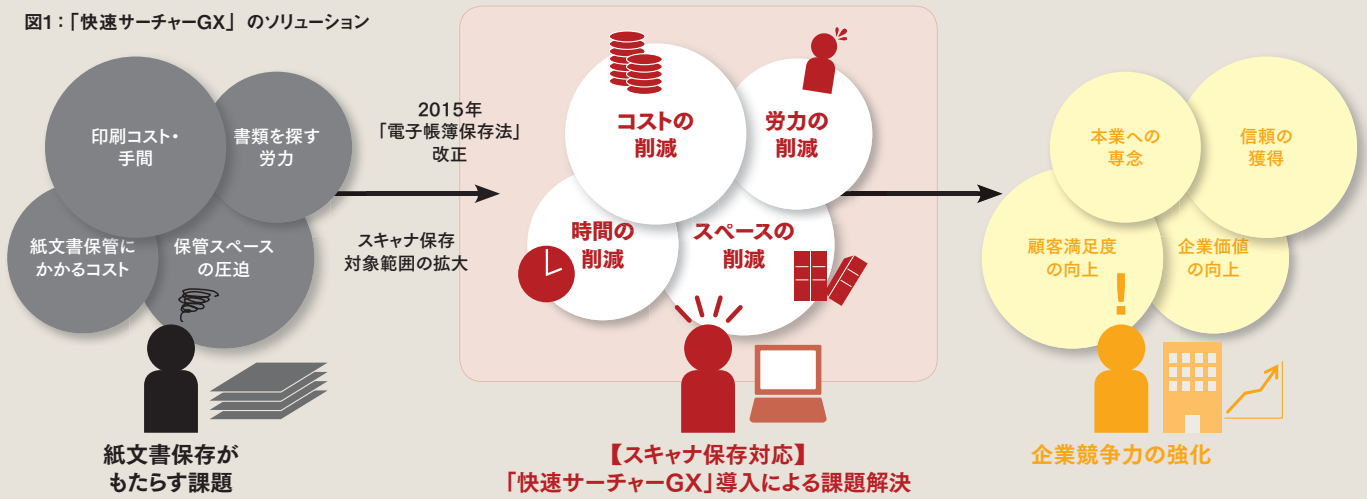
法改正で「スキャナ保存」 対象拡大へ

「電子帳簿保存法」のさらなる普及によって文書の保存に要する負担を軽減し、利便性の向上と経済の発展に寄与することを目指して2015年に再度法改正が行われ、2016年より施行されました（表1参照）。

表1: 「電子帳簿保存法」におけるスキャナ保存に関する主な要件変更点

帳簿・書類の種類	改正前 (2005~2015年)	改正後 (2016年~)
帳簿・決算書類 (棚卸表、貸借対照表、損益計算書等)	スキャナ保存 不可	スキャナ保存 不可
契約書・領収書等 (重要書類)	3万円以上 3万円以下	スキャナ保存 可能
それ以外の書類 (請求書・検収書・見積書・納品書等)	スキャナ保存 可能	スキャナ保存 可能
電子署名	必須	不要
タイムスタンプ	必須	必須
グレースケール保存	不可	一部可

図1:「快速サーチャーGX」のソリューション



【国税関係書類のスキャナ保存に関する主な改正内容】

- 記載された金額が3万円以上の契約書や領収書等の証憑類はスキャナ保存不可だったが、基準金額を廃止し金額にかかわらずスキャナ保存が可能となった
- スキャナ保存の必須要件だった、入力者もしくは監督者の「電子署名およびタイムスタンプ^{※2}」のうち「電子署名」の廃止
- 一部文書についてカラーでの保存だけでなく、グレースケールでの保存も可能となった

この大幅な要件緩和により、スキャナ保存制度はより導入しやすいものとなりました。しかし、スキャナ保存制度導入後は膨大な電子データの保存・管理・運用が必要となるため、電子データの有効な活用についての事前検討が欠かせません。

電子帳票システムで実現する 一歩進んだ業務改善

インテックの「快速サーチャーGX」は、企業内において紙で運用されている帳票を電子化し、長期保管や閲覧・検索・データの二次利用などの帳票管理業務を支援する電子帳票システムで、2016年11月のバージョンアップにてスキャナ保存に対応しました。電子化した証憑書類の法的要件の自動チェックや強力

な検索機能を活用することで業務負担を軽減し、電子データの活用もスムーズに行うことができます。このような電子帳票システムの導入により、紙文書保管にかかる場所・人件費・時間の削減をはじめ、オフィススペースの有効活用や本業への専念など企業運営全体の改善が可能となります。また、お客さまからの問い合わせに回答する時間を大幅に短縮することも可能になり、顧客満足度の向上や信頼の獲得にもつながることで、企業価値を向上させることが期待できます。(図1参照)。

スキャナ保存制度の導入と電子帳票システムの利用で、全社的な文書の集中管理の実現と情報活用能力の強化が実現します。従来とは異なる斬新な発想を生み、新しいビジネスの創出につながると大きく期待されています。

※1:国税庁 2015年発表統計

※2:電子化された文書に対し日時情報を電子署名化して添付することで、書類存在証明や非改ざん証明を行うもの



企業で大量に出力される多種多様な帳票を一元管理し、様々な用途で活用することができるWeb対応の帳票公開システムです。利用者はブラウザから検索・閲覧でき、社内での利用はもちろん、インターネット経由で社外への帳票の公開や共有も可能な製品です。

■ 製品ページURL

http://www.intec.co.jp/service/detail/searcher_gx/

■ サービスに関するお問い合わせ先

株式会社インテック
産業ソリューション事業部 ビジネスソリューション部
E-mail: itps_info@intec.co.jp TEL:050-5815-3989